

報道関係者 各位

令和元年 10 月 8 日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 平川 雅浩

室長補佐 戸原 智晶

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5949)

(直通電話) 03 (3595) 3395

監理団体の許可を取り消しました

法務省と厚生労働省は、令和元年 10 月 8 日付で、国際技術交流協同組合、Kyodo 事業協同組合に対し、監理団体の許可の取消しを通知しました。詳細は、下記のとおりです。

記

< 監理団体の許可の取消しの内容（詳細は別紙 1 及び別紙 2） >

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

(1) 国際技術交流協同組合（代表理事 石橋 淳也）

(2) Kyodo 事業協同組合（理事長 浦塚 厚生）

2 処分内容

[1 (1)、(2) に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和元年 10 月 8 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。